

取組確認シート2 「条例に規定された事項を推進するための取組」及び「取組の状況」

推進方針掲載ページ	条文	規定内容	No.	取組名	取組の内容	担当課	令和5年度に改善策として記載された内容	令和5年度課題の改善策の結果	令和6年度に実施した取組	課題	改善策
記載例											
P27	第11条	職員の責務	13	自治基本条例の職員への周知 (※別シート㉓)	職員が自治基本条例を遵守し、条例ののっとり取組ができるよう、職員に対する研修を行います。	行政総務課			4月、10月に新採用研修を実施、令和3年7月に監督職研修を実施、令和4年2月に主査級研修を実施予定。また、7月、8月、10月、R4年1月に全庁に自治基本条例に関する通知を发出し、職員の意識啓発を図った。	市民からは、自治基本条例に則った取組がなされていないとの意見も聞かれる。	継続的に職員の意識啓発に努める。
P22	第7条	事業者の責務	1	法令や条例等に基づく規制、誘導又は指導の実施	良好な自然環境や社会環境（住環境、景観、地域のつながり、文化など）を形成又は保持するため、法令や条例等に基づき、対象となる事業活動等に対し規制、誘導又は適切な指導を行います。	事業活動等に対する規制、誘導又は指導を実施する課 (行政総務課)					
P22	第7条	事業者の責務	2	地域社会との調和を図る事業者の取組への支援	地域における社会環境（住環境、景観、地域のつながり、文化など）や自然環境との調和を図る事業者の自治活動への取組を支援（取組への啓発、取組事例に関する情報提供、取組の市民への紹介など）します。	全ての課 (行政総務課)					
P23	第8条	議会の責務	3	充実した討議の推進	茅ヶ崎市議会基本条例の趣旨に基づき、一般質問においては、一問一答方式（選択制）を適切に運用するとともに、重複質問を議員間で調整することにより、重層的な質問を推進します。 また、政策討議（常任委員会ごとにテーマを設定し、調査研究、委員間討議等を経て、最終的に政策提言等を行っていく取組）、委員会での委員間の討議など議会における討議を充実させるための仕組みを活用し、充実した討議を推進します。	議会事務局			重複質問を議員間で調整することにより、重層的な質問を推進しました。 政策討議に関しては、委員会における委員間の討議など議会における討議を充実させるための仕組みを活用し、常任委員会による政策提言を行いました。		
P23	第8条	議会の責務	4	議会の権能の適切な行使の推進	条例制定、市長等の事務執行の監視、政策提言など議会に付与された権能を適切に行使するため、それに資する議員研修の充実、議会図書室の充実、政務活動費を有効活用しての研修等への積極的な参加及び議会事務局の機能の充実を図ります。 また、条例制定や政策提言につながる取組として、茅ヶ崎市議会基本条例の規定に基づき、政策討議に継続的に取り組みます。	議会事務局			議員研修に関して、全議員向けの議員研修会を実施したほか、他の団体が主催する議員向け研修会に議員の派遣を行いました。また、ICTスキルの底上げを図るため、議員内でのICT研修を行いました。		
P23	第8条	議会の責務	5	市民参加の推進 (※別シート㉔)	茅ヶ崎市議会基本条例の規定に基づき、議会報告会及び意見交換会を定期的に開催するとともに、運営方法の検証や改善に取り組みます。 また、請願・陳情の審査に当たり、請願者・陳情者から趣旨説明の申出があったときは、委員会での審査中に趣旨説明の機会を設けます。	議会事務局	ロールプレイングを通して、様々な観点から課題の洗い出しを行い、事前に課題解消を行う必要があります。		議会報告会及び意見交換会を実施し、運営方法に関して参加者からの意見やアンケートを基に改善すべき部分を議会内の会議で検討し、次回開催に活かしました。		
P23	第8条	議会の責務	6	広報・広聴活動の推進 (※別シート㉕)	議会だより、本会議・委員会のインターネット中継、議会ホームページ、議会報告会、意見交換会その他の媒体や機会を活用し、広報・広聴活動の充実を図ります。	議会事務局	改善が必要な場合は、適宜検討を行います。		定期的に議会だよりを発行し、わかりやすい言葉やデザインとなるよう議会内の会議で検討しました。 議会中継に関しては、録画配信に字幕を表示させることで、会議の内容が伝わりやすくなるよう努めました。		
P25	第10条	市長の責務	7	地域の抱える課題や市民の意見及び要望の把握	市が計画等を策定する際の意見交換会や説明会、地域の市民集会等により、対話を通じて市の考え方を伝えるとともに、地域の課題や市民の要望等の把握に努めます。	秘書広報課			地域での説明会や市民集会等を通じて市の考え方を伝えるとともに、地域の課題や市民の要望等の把握に努めました。		
P25	第10条	市長の責務	8	市長会その他都市関係会議等への参加	地域課題の解決や市民の要望等を踏まえた市政運営の実現をめざし、先進事例の取組の把握や情報収集、国及び県への要望活動を行うため、市長会等への会議に参加します。	秘書広報課			市長会や関係機関等の会議に参加し、情報収集や国県への要望活動等を行いました。		
P25	第10条	市長の責務	9	透明性のある市政運営及び政治倫理の向上	市長の日々の動向や交際費の支出状況を公開し、透明性のある開かれた市政運営を行うとともに、自己の保有する資産等を定められた時期に公開することで、政治倫理の向上に努めます。	秘書広報課			市長の日々の動向は、日ごとに市ホームページと神奈川新聞に掲載しており、交際費の支出状況は、月ごとに市ホームページ上で公開いたしました。また、自己の保有する資産等を「茅ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例」に基づき定められた時期に公開いたしました。		

P 2 5	第 1 0 条	市長の責務	1 0	特定の政策課題についての調査研究及び調整	緊急性、重要性が高い特定の政策課題について、情報収集や調査研究を行い、行政施策の方向性を定めるための総合的な調整を行います。	総合政策課 (企画経営課)	様々な状況に対応するため、平時より、先進事例等を参考とした様々な政策の立案を促進します。	国の新たな交付金について、情報収集を行い政策立案の検討材料としました。	①地方創生に係る交付金が、新しい地方経済・生活環境創生交付金に変更となったため情報収集となるため、平時からの情報収集・調査研究が求められます。 ②持続的な事業運営が可能なゴルフ場施設として、公共・公益的機能が継続的に確保されるよう、土地所有者や運営事業者と協力した取組を進める必要があります。	①平時より、先進事例等を参考としたさまざまな政策の立案を促進します。 ②平時から土地所有者や運営事業者との連携・調整を図ります。		
P 2 5	第 1 0 条	市長の責務	1 1	職員の育成 (※別シート②)	地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員の育成に努めます。	職員課	各職場での人財育成を根付かせるため、所属長による振り返りの機会を定期的なものと、優良事例を共有していきます。	人財育成・マネジメント研修の一環として、年度末により事例、あるべき姿を再考していただくために動画を制作し各課へ共有しました。	職員の育成について、再認識していただくため、人財育成・マネジメント研修を実施。人財育成シートについても令和5年度に引き続き実施しました。	人財育成シートの取組について、一般職員への周知が不足している課がいあります。	課内会議等で周知するなど、所属長本人から内容について共有するよう研修で依頼します。	
P 2 5	第 1 0 条	市長の責務	1 2	施政方針の公表	行政運営の基本方針である*施政方針を自治基本条例第10条第4項の規定に基づき公表する旨の一文を加え、毎年度(新たな年度が始まる前)公表します。 * 市長の市政運営に対する基本的な考えや予算及び施策の概要を示すもの	総合政策課 (企画経営課)	市ホームページや広報紙への掲載等において、市民が理解しやすい内容となるよう工夫します。	広報紙に掲載する際は、主要な事業それぞれに事業説明を付記することで理解しやすくなるよう工夫しました。	令和7年度施政方針を策定し、令和7年第1回市議会定例会にて市長が演説を行うとともに、市ホームページへの掲載、各施設での配架を行うことで、広く市民へ公表しました。(広報紙は令和7年5月1日号に掲載)	施政方針の内容について、わかりやすく市民にお知らせする必要があります。	市ホームページや広報紙への掲載等において、市民が理解しやすい内容となるよう工夫します。	
P 2 7	第 1 1 条	職員の責務	1 3	自治基本条例の職員への周知 (※別シート③)	職員が自治基本条例を遵守し、条例ののった取組ができるよう、職員に対する研修を行います。	行政総務課	引き続き、様々な手法による職員周知を行います。	様々な手法による職員周知を行いました。	4月、10月に新採用職員研修、8月に外部講師による担当者級研修を実施し、12月から1月にかけて全職員研修を実施しました。また、10月から12月にかけて自治基本条例に関する情報を神奈川情報セキュリティクラウドのトップページにある「各課のお知らせ」のスペースに掲載し、職員への周知啓発を行いました。(全12回)	自治基本条例が浸透するよう、継続的な意識啓発が必要です。	引き続き、様々な手法による職員周知を行います。	
P 2 7	第 1 1 条	職員の責務	1 4	服務の宣誓	地方公務員法第31条の規定に基づく茅ヶ崎市職員の服務に関する条例により、職員の採用時において公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務等を自覚させるため、宣誓を行います。	職員課	宣誓書の提出と合わせ、写しを配付するとともに、その意図をしっかりと伝えていきます。	宣誓書を採用初日のオリエンテーションでも配布し、その内容・意図を再度伝えました。	令和5年度に引き続き、宣誓書を採用初日のオリエンテーションでも配布し、その内容・意図を再度伝えました。	新採用職員に対して意図を伝えているが、全員十分に理解しているかどうか判断が難しいです。	採用初日だけでなく、年度末研修等、振り返りの機会に宣誓書の内容について説明します。	
P 2 7	第 1 1 条	職員の責務	1 5	職員の自己啓発に対する支援 (※別シート④)	職員の能力開発の基本である自己啓発を奨励し、自ら学ぶ環境づくりに努めるとともに、自己啓発の成果が出るよう支援を行います。	職員課	自身のキャリアに対する考える機会(人事評価面談の充実、人事異動に関する意向調査の改善)を創出します。	人事評価面談、人事異動に関する意向調査を実施しました。	人事評価の面談時にキャリアに対して考える機会を創出するため、キャリアデザインシートを導入し、各課へ周知しました。	キャリアデザインシートについて、全所属で実施されているか確認が難しいです。	キャリアデザインシートの存在、意義について通知文等に掲載し、全職員に周知を図っていきます。	
P 2 7	第 1 1 条	職員の責務	1 6	学習する風土づくりの推進	職員一人ひとりの学習意欲を高めていくために効果的な職場全体での学習風土づくりを推進します。	職員課	各職場での人財育成を根付かせるため、所属長による振り返りの機会を定期的なものと、優良事例を共有していきます。	人財育成・マネジメント研修の一環として、年度末により事例、あるべき姿を再考していただくために動画を制作し各課へ共有しました。	若手職員、育児介護に携わる職員等、様々な部下の育成について、知識を習得してもらったため、全課長に対してイクボス研修を実施しました。	職員の育成について、研修等の機会だけでは判断が難しいです。	管理職へ育成の必要性を認識してもらえようような研修を引き続き実施していきます。	
P 2 7	第 1 1 条	職員の責務	1 7	部局横断的な検討組織	地域の課題解決や市民サービスの向上を図るため、必要に応じて部局横断的な検討組織を設置します。	全ての課 (行政総務課)						
P 3 1	第 1 3 条	説明責任	1 8	情報公開制度の適正な運用 (※別シート④)	市政を市民に説明する責務を全うするため、行政文書の公開を請求する権利を定めた茅ヶ崎市情報公開条例の規定に基づき、行政文書を公開します。	行政総務課	行政文書公開請求への対応に当たっては、公開・非公開の適切な判断を行うことが出来るよう、答申例や判例等の事例を収集・整理し、事例集の更新及び充実を図ります。	行政文書公開請求に当たっては、特に公開・非公開の判断が難しい事例について、参考とした答申や判例や、判断に至るまでの考え方をまとめた事例集の作成に着手し、共有を図っています。	「ちがさきの情報公開ハンドブック」の更新を行いました。更新に当たっては、よりわかりやすいものとなるよう努めました。	公開・非公開の判断については、それぞれの文書の内容や性質によって判断が困難な場合があります。	行政文書公開請求への対応に当たっては、公開・非公開の適切な判断を行うことが出来るよう、答申例や判例等の事例を収集・整理し、事例集の更新及び充実を図ります。	
P 3 1	第 1 3 条	説明責任	1 9	特定歴史公文書等利用制度の適正な運用	市の有する諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うするため、特定歴史公文書等の利用を請求する権利を定めた茅ヶ崎市公文書等管理条例の規定に基づき、特定歴史公文書等を市民の利用に供します。	文化推進課 (文化生涯学習課)	市民の利用を促進するための周知を図ります。	市民等による特定歴史公文書等の利用請求がありました。	市民の利用に供するため、目録を整備し、公開しました。 また、市民ふれあいプラザで特定歴史公文書等に関する展示を実施しました。	市民等による利用を促進することが課題です。	市民等による利用を促進することが課題です。	
P 3 1	第 1 3 条	説明責任	2 0	パブリックコメント手続きの実施 (※別シート④)	条例又は政策等の案を公表して広く市民に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方を公表します。	市民自治推進課	配付資料表紙の記載内容見直し等を検討します。		8件のパブリックコメントを実施し、所管課と連携して統一した運用に努めました。			
P 3 3	第 1 4 条	情報共有	2 1	市政情報の公表及び提供 (※別シート⑤)	茅ヶ崎市情報公開条例に基づき公開手続を適正に行うとともに、市政情報を公表し、又は提供します。	行政総務課			「市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」に基づき、「市政情報公表一覧表」を年4回公表しました。			
P 3 3	第 1 4 条	情報共有	2 2	市政情報コーナーの充実	市役所本庁舎1階に市政情報コーナーを設置し、資料の収集、閲覧及び貸出等を行うとともに、一部刊行物を有償で頒布します。	行政総務課	引き続き、分野ごとの色別ラベルによる資料整理や、特に市民の関心の高い資料についてはコーナー内の掲示により案内するなど、利用者にとって分かりやすい資料の配架に努めます。	情報の電子化が進む中、紙媒体での情報を望む方もいることから、電子媒体と紙媒体を併用し充実した情報提供を行うことが必要であることを再確認しました。	資料の配架場所やコピー機の使用法などに関する指示を充実させ、市政情報コーナー利用者の利便性向上に努めました。	専属の職員が不在となる時間帯もあることから、利用者の求める資料がすぐ分かるよう、配架方法の工夫が必要です。	引き続き、分野ごとの色別ラベルによる資料整理や、特に市民の関心の高い資料についてはコーナー内の掲示により案内するなど、利用者にとって分かりやすい資料の配架に努めます。	
P 3 3	第 1 4 条	情報共有	2 3	広報媒体へのニーズに合わせた情報の掲載	広報紙、市ホームページへの掲載等により市政情報を公表、提供します。各職員が担当する事業をPRするにあたり、広報を戦略的に推進するためのガイドラインを念頭に置き、それぞれのターゲットを絞って、①発信する情報の内容②表現方法③発信する広報媒体等などの使い分けを意識するよう努めます。	広報シティプロモーション課 (秘書広報課)	研修等を活用して、効果的な広報のあり方について、意識醸成していきます。	各課かいと情報発信の内容(見せ方)や頻度、タイミング等の調査を行い、効果的な情報発信に努めました。	各課かいの広報担当者を対象として、主にSNSを活用した効果的な情報発信について研修を行い質の向上に努めました。また、イベントなどをリアルタイムに近い形で写真や動画を発信するなどの取り組みを実施しました。	発信頻度が課かいによりばらつきがあるため、広報意識の醸成が求められます。	配信が少ない課かいへの声かけや研修等を活用して積極的な広報に努めます。	

P 3 3	第 1 4 条	情報共有	2 4	附属機関等の会議の公開 (※別シート㉔)	市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を推進するため、非公開情報の審議等を行う場合等を除き、附属機関等の会議を公開します。	行政総務課				「自治基本条例」第 1 4 条第 3 号、「附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱」に基づき、附属機関等の会議を公開しました。また、公開で行う会議については、市民が傍聴することができるよう開催日時等を 2 週間前から公表しました。	
P 3 5	第 1 5 条	情報の管理等	2 5	行政文書及び特定歴史公文書等の適正・適切な管理	茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づき、行政文書を適正に管理し、及び特定歴史公文書等を適切に保存します。	文書法務課・文化推進課（文化生涯学習課）	行政文書の適正な管理をさらに推進するため、引き続き研修と自己点検を実施していきます。（文書法務課） 関係課かいと連携し、継続的な研修や、通知等を実施していきます。（文化推進課）	対象を変え、職責に応じた行政文書に関する研修を実施します。（文書法務課） 研修等を通じ、特定歴史公文書等の利用方法等について理解が深まりました。（文化推進課）	令和 6 年 4 月には新採用職員研修、新任課長研修を、7 月には主査以下の職員を対象に研修を実施しました。1 2 月には主幹以下を対象とした研修を実施しました。（文書法務課） 職員研修等により、職員へのさらなる周知を図り、適切な保存及び利用に努めました。（文化推進課）	市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動について説明責任を果たせるようになるため、行政文書の適正な管理が必要です。（文書法務課） 歴史公文書等の選別基準及び制度の知識の定着を図ることが課題です。（文化推進課）	行政文書の適正な管理をさらに推進するため、引き続き研修と自己点検を実施していきます。（文書法務課）
P 3 5	第 1 5 条	情報の管理等	2 6	個人情報保護制度の適正な運用 (※別シート㉕)	茅ヶ崎市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止を図る等、個人情報を適切に管理します。	行政総務課	引き続き、職員研修や庁内通知により職員の意識啓発を行います。職員研修に当たっては、本市において発生した実際の漏えい事故を事例として、原因やその再発防止策等について紹介を交え、職員の意識啓発に努めます。	研修資料を更新し、職員の意識啓発に努めました。	令和 6 年 4 月、1 0 月に新採用職員研修を、7 月に危機管理研修を実施し、9 月に個人情報管理責任者及び個人情報管理主任向けの研修資料について各課かいつへ発出しました。また、全課かいつ宛てに漏えい事故等に関する注意喚起通知を 5 月に発出し、職員の意識啓発を図りました。	個人情報の取扱いについて職員への注意喚起を行っているものは、本市において発生した実際の漏えい事故を事例として、原因やその再発防止策等について紹介を交え、職員の意識啓発に努めます。	引き続き、職員研修や庁内通知により職員の意識啓発を行います。職員研修に当たっては、本市において発生した実際の漏えい事故を事例として、原因やその再発防止策等について紹介を交え、職員の意識啓発に努めます。
P 3 5	第 1 5 条	情報の管理等	2 7	情報セキュリティ対策の充実	茅ヶ崎市情報セキュリティ基本方針及び茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティ対策の充実に努めます。	デジタル推進課（情報推進課）	引き続き最新技術の調査研究を行っています。	最新のインシデント事例を踏まえ職員向けにオンライン研修を行い、セキュリティリテラシーの向上に努めました。	情報セキュリティ対策基準を改訂し、職員への周知啓発を図りました。	情報セキュリティ対策基準をしっかりと認識・理解した上で業務を推進する必要があります。	最新のインシデント事例を踏まえ職員向けにオンライン研修を行い、セキュリティリテラシーの向上に努めます。
P 3 7	第 1 6 条	市民参加	2 8	市民参加手続の適正な運用 (※別シート㉖)	茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、「職員のための市民参加手続ガイド」や職員研修等を通じて、職員一人一人の意識向上と、意見の扱い方、提案者への返答などを含めた、市民参加手続の統一的な運用に努めます。	市民自治推進課			令和 6 年度は、市民参加条例の施行状況の検証を実施しました。		
P 3 7	第 1 6 条	市民参加	2 9	市民参加の推進・啓発	茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、市民参加に関する情報の発信にあたっては、受け手のニーズに合わせて多様な媒体を用いることを検討し市民参加の機会の周知を図ります。また、インターネット、ソーシャルメディアを用いた市民参加の機会の充実に取り組みます。	市民自治推進課			パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、Twitter、市役所内デジタルサイネージの活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちちから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発いたしました。		
P 3 9	第 1 7 条	政策法務	3 0	政策法務の推進	職員の政策法務能力の向上を図るため、研修を実施します。	文書法務課	法務研修会を継続して実施し、汎用性の高い相談事例や課題解決に向けた考え方の庁内共有を図ります。	弁護士資格を有する特定任期付職員を講師として、法務研修会 2 回を開催し、汎用性の高い相談事例や課題解決に向けた考え方の庁内共有を図りました。	弁護士資格を有する特定任期付職員を講師として、令和 6 年 1 1 月及び令和 7 年 2 月に法務研修会を実施しました。	地域の課題解決のため、法令の適切な解釈及び運用並びに条例、規則等の立案が必要となることから、政策法務能力の向上が必要となります。	法務研修会を継続して実施し、汎用性の高い相談事例や課題解決に向けた考え方の庁内共有を図ります。
P 3 9	第 1 7 条	政策法務	3 1	条例（案）、規則（案）等の審査	条例、規則等の制定改廃に当たり、その内容が、法令等との関係において適当か、適切に表現されているか、自治基本条例の趣旨に照らして問題はないかなどを審査します。	文書法務課	条例（案）、規則（案）等の審査を通じて、これらについて有効性、効率性、適法性、適法性、自治基本条例の趣旨との適合性等を確保します。	条例（案）、規則（案）等の審査を随時適切に実施し、これらについて有効性、効率性、適法性、自治基本条例の趣旨との適合性等を確保しました。	条例、規則等の制定改廃に当たり、各案の審査を随時実施しました。（令和 6 年 4 月から令和 7 年 2 月までにおける条例及び規則の公布等の実績：条例 2 0 件、規則 4 1 件、告示 1 件、訓令 9 件）	市民からの信頼ある行政運営のためには、条例、規則等が適切なものである必要があります。	条例（案）、規則（案）等の審査を通じて、これらについて有効性、効率性、適法性、自治基本条例の趣旨との適合性等を確保します。
P 4 0	第 1 8 条	総合計画等	3 2	総合計画の進行管理	令和 3 年度を始期とする総合計画に掲げる将来の都市像及び政策目標の実現に向けて進行管理を行います。	総合政策課（企画経営課）	市民意識調査や客観的なデータ、事務事業の進捗等から総合的に分析と評価を行い、必要に応じて総合計画と実施計画へ反映します。	客観的なデータや事業の進捗等を活用し総合計画の中間評価及び実施計画 2030 の方向性を検討しました。	定量的・定性的な情報を踏まえた市の内部評価と、令和 6 年度に実施した市民意識調査のデータを活用・分析し、総合計画の中間評価を行いました。また、中間評価の中で挙げた取り組みの推進に係る課題は、実施計画 2030 の中で検討することとして策定の基本的な方向性に反映しました。	実施計画 2030 の策定において、本市で真に必要で効果的な施策の位置づけを推進する必要があります。	本市の問題に対する効果的な施策検討ができるよう、施策の検討段階から庁内で連携して情報共有・対話を行います。
P 4 0	第 1 8 条	総合計画等	3 3	総合計画の在り方に関する議論	平成 2 3 年の地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の改正により、基本構想の策定義務が廃止されていることや、市民意識を踏まえ、本市にとってふさわしい総合計画の在り方について議論していきます。	総合政策課（企画経営課）	総合計画審議会の機会等を活用して有識者の意見や市民意識を捉え、社会情勢に応じた総合計画の在り方について議論します。	総合計画審議会の機会を活用し、総合計画の中間評価及び実施計画 2030 の策定における基本的な方向性について議論しました。	総合計画の中間評価において、市民意識調査のデータを踏まえた分析内容や、政策目標ごとの評価について議論しました。	本市にふさわしい総合計画を推進するため、総合計画審議会の場を効果的に活用する必要があります。	効果的な議論の場となるよう、社会情勢・分析等、本市の取り組みの分析に努めます。
P 4 1	第 1 9 条	財政運営等	3 4	的確な財政見通しに基づく財政の運営及び公表	総合計画事業の採択や予算編成の基礎となる財政見通しを的確に策定するとともに、策定した財政見通しを踏まえ、市民の求める事業に対して適切に財源を配分します。また、茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例等に基づき、財政状況のわかりやすい公表に努めます。	財政課	さらなる経常経費の削減に向けた取り組みを進めています。	令和 4 年度に茅ヶ崎市行政経費改善戦略を策定し、同戦略に基づく取り組みを予算編成に反映していく仕組みを構築したことにより、さらなる経常経費の削減に取り組むことが可能となりました。	経常的な経費の削減の重要性について、あらためて予算編成方針等で周知を図るとともに、それらを踏まえた予算編成作業を進めています。	茅ヶ崎市実施計画 2025 をさらに加速化していくためには、さらなる経常経費の削減が急務です。	さらなる経常経費の削減に向けた取り組みを進めています。
P 4 2	第 2 0 条	行政評価	3 5	外部視点を取り入れた評価方法の検討	茅ヶ崎市総合計画（計画期間：令和 3 年度から令和 1 2 年度まで）の評価をモデルとして、行政評価への外部視点の導入手法を検討します。	総合政策課（企画経営課）	他市町村の優良事例などを調査・研究し、効果的な導入手法を検討します。	総合計画における行政評価について、他市町村の優良事例などから、行政評価の基礎となる内部評価手法について研究を深めました。	総合計画における行政評価について、他自治体の優良事例などから知見を得て、行政評価の基礎となる内部評価手法について研究を深めました。	将来の都市像の実現に向け、外部評価を含めた効果的な行政評価手法の確立が求められています。	他市町村の優良事例などを調査・研究し、効果的な導入手法を検討します。
P 4 2	第 2 0 条	行政評価	3 6	行政評価制度の適正な運用	茅ヶ崎市総合計画に掲げる将来の都市像及び政策目標の実現に向けて、行政評価制度を適正に運用し、評価の結果を政策等に反映します。	総合政策課（企画経営課）	国や県においても、EBPM に積極的に取り組むことを掲げていることから、引き続き具体的な知見の調査研究を行います。	政策効果の測定に関する情報や統計等のデータを活用するため、国・他自治体の取り組み事例やオープンデータの調査研究を行いました。	オープンデータや市の基礎資料を活用し、総合計画の中間評価の中で政策目標ごとの分析・評価に活用しました。	いかに効果的に EBPM の考え方を庁内に浸透させ取り組んでいくかが課題であると認識しています。	国や県においても、EBPM に積極的に取り組むことを掲げていることから、引き続き具体的な知見の調査研究を行います。

P 4 3	第 2 1 条	行政手続	3 7	行政手続制度の適正な運用	申請に対する処分に係る審査基準、不利益処分に係る処分基準、行政指導指針等を適切に定めます。	文書法務課	申請に対する処分に係る審査基準、不利益処分に係る処分基準及び行政指導指針について、随時見直しを行うとともに、引き続き毎年10月1日を基準日として見直しを行うこととします。	審査基準、処分基準及び行政指導指針が法令の制定及び改廃、法令の解釈及び運用方針の変更、社会事情の変化等に対応したものとしました。	申請に対する処分の審査基準、不利益処分の処分基準及び行政指導の指針等の定期的な見直しを10月1日を基準日として実施しました。	適法かつ適当な処分、不利益処分及び行政指導のために、審査基準、処分基準及び行政指導指針が法令の制定及び改廃、法令の解釈及び運用方針の変更、社会事情の変化等に対応したものとなっている必要があります。	申請に対する処分に係る審査基準、不利益処分に係る処分基準及び行政指導指針について、随時見直しを行うとともに、引き続き毎年10月1日を基準日として見直しを行うこととします。
P 4 4	第 2 2 条	苦情等への対応	3 8	陳情・要望・苦情等への対応 (※別シート㉔)	市に寄せられる苦情等の状況を速やかに確認し、必要に応じて、政策に反映し又は業務を改善するとともに、市に寄せられた苦情等の内容や苦情等に対する市の対応を取りまとめて公表します。	市民相談課	各職員にクラウドアプリ(kintone)のライセンス数を付与します。(デジタル推進課)	各職員にクラウドアプリ(kintone)のライセンス数は付与されませんでした令和4年度に比べると大幅に増加しました。(デジタル推進課)	各職員によるクラウドアプリ(kintone)による苦情等を登録し、登録後のデータを活用しました。	各職員がクラウドアプリ(kintone)の利用に慣れておらず、全庁的に積極的な利用が進んでいません。	利用方法と入力したデータを業務改善につなげるための活用方法などを周知します。
P 4 5	第 2 3 条	監査	3 9	適切な監査の実施と分かりやすく速やかな結果の公表 (※別シート㉕)	定期監査、例月出納検査及び決算審査等の定期的に行うことが定められている監査のほか、財政援助団体等監査や行政監査等必要な監査を適切に実施します。また、適切な監査を実施するため、研修等を通じ、事務局職員の監査能力の向上を図ります。監査の結果を、できる限り平易な文章で記載するなど、市ホームページ等で分かりやすく速やかに公表するとともに、毎年度監査結果のまとめとして監査年報を作成し公表します。	監査事務局			定期監査、例月出納検査及び決算審査等の定期的に行うことが定められている監査のほか、監査計画に定める監査を計画のとおり実施しました。なお、当該年度は、庁用自動車の管理運用状況及び安全対策についての行政監査を実施しました。また、実施した監査の結果を分かりやすく速やかに市ホームページ等で公表するとともに、9月には監査結果のまとめとして監査年報を作成し公表しました。		
P 4 6	第 2 4 条	職員通報	4 0	職員通報制度の適正な運用 (※別シート㉖)	職員からの通報の受付、調査及び関係機関等への報告等を適正に行います。	行政総務課	分かりやすく周知を実施するとともに、通報しやすい環境整備に努めます。	分かりやすい周知の実施に努めました。	より、分かりやすい周知に努めるため、通知文の見直しを行いました。	次回の相談日程における周知するタイミングが相談日まで期間が短くなる可能性があります。	相談日がある程度先の日程まで調整し、把握しておき、早めの周知に努めます。
P 4 7	第 2 5 条	コミュニティ	4 1	コミュニティの推進	各種団体等の参画による地域課題等についての協議の場づくりやその活動を支援し、地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進します。	市民自治推進課			各種団体等の参画による地域課題等についての協議の場づくりやその活動を支援し、地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進しました。		
P 4 7	第 2 5 条	コミュニティ	4 2	コミュニティへの支援	コミュニティ活動に必要な設備等の整備に係る費用の一部を支援します。	市民自治推進課			松林地区のコミュニティ活動の拠点となる地域集会施設について、設計を完了しました。		
P 4 7	第 2 5 条	コミュニティ	4 3	自治会活動の支援	自治会活動が円滑に行われるように補助します。	市民自治推進課			自治会活動が円滑に行われるように補助等により、支援を行いました。		
P 4 8	第 2 6 条	協働	4 4	多様な主体との協働事業の推進 (※別シート㉗)	市民活動団体等と行政とがパートナーシップに基づき、互いの特性及び役割を理解しながら、協働して事業を実施するための環境整備を行います。	市民自治推進課・行政改革推進課(行政改革推進室)	指定管理者制度を導入することで住民サービスの向上や経費の削減につながるものかどうか引き続き検証を進め、個々の公の施設の管理運営のあり方を検討します。	検証及び検討を推進し、個々の公の施設の管理運営のあり方を検討しました。	指定管理者制度導入施設について、モニタリングを実施し、必要な改善を指定管理者に求める等の方法により、適切に事業が継続できるよう努めました。また、子育て支援センターについて指定管理者制度を導入しました。(行政改革推進課)	指定管理者制度の導入が、住民サービスの向上や経費の削減につながるものかどうか引き続き検証する必要があります。	指定管理者制度を導入することで住民サービスの向上や経費の削減につながるものかどうか引き続き検証を進め、個々の公の施設の管理運営のあり方を検討します。
P 4 9	第 2 7 条	市民活動の推進	4 5	市民活動団体の支援 (※別シート㉘)	市民活動団体の自主的、公益的活動に対する財政的な支援を行います。	市民自治推進課			令和6年度事業として、7事業支援を行いました。		
P 4 9	第 2 7 条	市民活動の推進	4 6	市民活動サポートセンターの管理運営	市民活動団体の活動の拠点として、また支援のための施設としての市民活動サポートセンターの管理運営を行います。	市民自治推進課			指定管理者と事業連携し適切な管理運営を行いました。		
P 4 9	第 2 7 条	市民活動の推進	4 7	市民活動推進補助事業の審査及び評価	附属機関である市民活動推進委員会において、市民活動の推進に関する施策の検討を行うとともに、市長からの諮問に基づいて、市民活動推進補助事業に係る事業の審査を行います。	市民自治推進課			令和7年度事業として6事業の審査を行いました。		
P 4 9	第 2 7 条	市民活動の推進	4 8	市民活動等災害補償制度の運用	市民が自主的な活動を行っているときに発生した損害賠償事故及び傷害事故の補償を行います。	市民自治推進課			保険会社と契約を締結し、地域へ周知を行いました。また、相談があった際には適切に対応しました。		
P 5 0	第 2 8 条	住民投票	4 9	住民投票制度の調査・研究	全国の住民投票の実施状況や住民投票条例の制定状況等の調査・研究を行います。	行政総務課			平成30年度に「住民投票制度に関する市の考え方」をまとめ、本市の住民投票条例に関する検討については、一時中断することとしています。他自治体での住民投票の実施状況や常設型住民投票条例の制定状況など、昨今の住民投票制度を取り巻く全国の状況について情報収集を行いました。		
P 5 1	第 2 9 条	国等との連携・協力	5 0	国・県の施策・制度予算に関する要望	本市の施策の推進と当面の課題解決を図るため、国・県の施策や予算等に関する要望活動を行います。	総合政策課(企画経営課)	引き続き、神奈川県市長会との連携を深め、本市においてより効果的な要望活動に努めます。	本市の施策の推進と当面の課題解決に向けて、優先順位の高い要望を選定し、神奈川県市長会と連携して要望活動を行いました。	令和7年度県の施策・制度・予算に関する要望において15項目、令和8年度国の施策及び予算に関する提言において7項目を要望しました。加えて、各政党の神奈川県議会議員団に対して、本市特有の要望事項8項目を記載した要望書を提出しました。	国・県の所管部分における本市の課題を解決するために、国や県に対して要望を行う必要があります。	引き続き、神奈川県市長会との連携を深め、本市においてより効果的な要望活動に努めます。

P 5 1	第 2 9 条	国等との連携・協力	5 1	湘南広域都市行政協議会との連携	藤沢市・寒川町及び茅ヶ崎市における共通の課題を解決し、住民サービスの向上、地域の活性化並びに行政の合理化、効率化を図るために、共同して調査研究を行い、広域連携施策を推進します。	総合政策課 (企画経営課)	広域連携については、連携すること自体を目的とするのではなく、行政運営のひたすら推進し、本市に必要な事業を効果的に展開していきます。	SDGs推進事業等の本市に必要な事業について、2市1町共同で広域連携施策を推進しました。	協議会内に設置された8つの専門部会と1つの分科会において、講演会等を実施し、2市1町共同で広域連携施策を推進しました。	近隣市町と共通する地域課題等を効果的、効率的に解決するためには、近隣市町と連携して取り組む手法について、近隣市町とともに検討、協議する必要があります。	広域連携については、連携すること自体を目的とするのではなく、行政運営のひたすら推進し、本市に必要な事業を効果的に展開していきます。
P 5 1	第 2 9 条	国等との連携・協力	5 2	県及び湘南地域との連携	県と湘南地域の連携を深め、諸課題の効果的な解決を図るため、県知事と湘南地域の市町長の懇談会において意見を交換します。	総合政策課 (企画経営課)	5市3町のそれぞれの取り組みを協議するだけでなく、5市3町の自治体が一体となって、取り組む事業について協議し、連携のメリットを活用していきます。	首長懇談会において、5市3町が意見交換を行い、各市町の要望についての共有を図り、連携に向けた協議を行いました。	県知事と湘南地域5市3町の首長による首長懇談会を実施し、社会環境の変化を見据えた地域課題に対する取組についての意見交換、各市町の要望についての発言を行いました。本市は、こどもまちプロジェクトについての紹介、教職員配置の充実についての要望を行いました。	湘南地域5市3町は、人口規模や財政状況がさまざまな自治体で構成されており、抱える課題が多岐にわたることが、課題だと認識しています。	5市3町のそれぞれの取り組みを協議するだけでなく、5市3町の自治体が一体となって、取り組む事業について協議し、連携のメリットを活用していきます。
P 5 1	第 2 9 条	国等との連携・協力	5 3	寒川町との連携	住民サービスの向上や事務の効率化、さらには相互の組織強化を目指し、住民の通勤や通学、経済活動、住民活動等が同一の圏域としてまとまり結びつきが強い寒川町と、茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画に基づき、各種の連携事業を実施するとともに、新たな広域連携施策の調査研究を行います。	総合政策課 (企画経営課)	事業部門ごとに連携の強化を進めることで、磨き上げや進行状況の把握を行い、事務事業の深化を図ります。	茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画によって連携体制が整った事務事業に主眼を置いて連携事項の磨き上げや進行状況の把握を行い、新たな広域連携については、調査研究を進めるなかで連携事項が生じた段階で、必要に応じて計画策定の協議を行うこととなりました。	寒川町との協議により、事務委託を行っている事業の現況について、また新規・廃止事業についての全庁照会を行い、両市町の連携の進捗管理を行いました。	本計画によって連携体制が整った事務事業について、効果的に推進していく必要があります。	事業部門ごとに連携の強化を進めることで、磨き上げや進行状況の把握を行い、事務事業の深化を図ります。
P 5 1	第 2 9 条	国等との連携・協力	5 4	平塚市との連携	相模川と湘南海岸の恵まれた自然環境を共有する平塚市と茅ヶ崎市の広域連携を推進することにより、両市の活発な交流と市民サービスの向上を図ることを目的として各連携事業に取り組めます。	総合政策課 (企画経営課)	事業部門ごとに連携の強化を進め、新たな施策・事業の立案にあたり、平塚市との広域連携を選択肢のひとつとして、検討できるような体制を整えていきます。	令和6年度推進事項について取組みを実施し、平塚市との広域連携を推進しました。	相模川左岸の堤防整備、図書館の相互利用、広報紙相互掲載、合同職員研修を実施しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響で書面会議としていた「平塚市・茅ヶ崎市広域連携推進協議会」を7年ぶりに対面開催しました。	今後の「平塚市・茅ヶ崎市広域連携推進協議会」のあり方や連携の考え方について、整理すべき課題であると認識しています。	事業部門ごとに連携の強化を進め、新たな施策・事業の立案にあたり、平塚市との広域連携を選択肢のひとつとして、検討できるような体制を整えていきます。
P 5 3	第 3 0 条	条例の検証等	5 5	自治基本条例の推進	自治を推進するための取組の進行を管理するとともに、第30条の規定にのっとり、この条例の検証を行います。	行政総務課	次回の自治基本条例の検証の際に、従来の質を落とすことなくより効率的に各課の自治基本条例の取組状況を確認することができるような方法を検討します。		社会情勢の変化や市民意見等を踏まえ、条例の施行状況及び規定について検証を実施しました。	各課への自治基本条例に関する取組の照会に係る資料や記載項目が多いため、作成及び取りまとめ作業に時間を要することが課題です。	次回の自治基本条例の検証の際に、従来の質を落とすことなくより効率的に各課の自治基本条例の取組状況を確認することができるような方法を検討します。

※「です・ます調」で記載をしてください。